

夜間・休日の当番医は

北海道救急医療情報案内センター

一般電話からは
フリーダイヤル ☎ 0120・20・8699

携帯電話からは 📞 011・221・8699

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の
通知書等を送付

国民健康保険料は6月中旬、後期高齢者医療保険料は7月中旬に納入通知書を送付します。年金からの引き去りで納付する方の保険料は4月・6月・8月に引き去りされます。4月から新たに年金からの引き去りになる方には、国民健康保険料は「特別徴収仮徴収額決定通知書」、後期高齢者医療保険料は「仮徴収額決定通知書・特別徴収開始決定通知書」を送付しています。既に年金から引き去りされている方は、2月と同額が仮徴収額として4月・6月・8月に引き去りになります。 ※8月の保険料額は変更の場合あり。 詳国民健康保険課☎25・6247、後期高齢者医療制度は☎25・8536

転出する学生は引き続き旭川市の
国民健康保険に加入することができます

親元などから仕送り等を受け、修学のため他の市町村に住民登録をする学生は、届出により旭川市（親元世帯）の国民健康保険に加入することができます。また、学生でなくなったときも届出が必要です。

持ち物 国民健康保険証または資格確認書（お持ちの場合のみ） ※窓口に来た方の本人確認書類（運転免許証等）が必要。 **届出先** 総合庁舎1階（7の9）、各支所 詳国民健康保険課☎25・6247

障害のある方の医療費を助成

☑下の表のとおり保険診療医療費の自己負担額の全額または一部を助成

受付場所 国民健康保険課（総合庁舎2階）、各支所 詳国民健康保険課☎25・8536

助成対象		手続きに必要な物
重度心身障害者	●身体障害者手帳1・2級と3級（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓の機能障害）の方 ●療育手帳A判定の方 ●精神科医に、重度の知的障害と診断された方 ●精神障害者保健福祉手帳1級の方（中学校卒業後の入院医療は対象外）	●印鑑（本人の自署の場合不要） ●健康保険加入を証明する書類 ●該当する障害者手帳、または診断書（専用の用紙） ●通帳など口座が分かるもの（65歳以上の方）
	●中学校卒業後で市民税課税世帯の方のみ、医療費の1割を自己負担。自己負担額が、次の月額上限額を超えた場合、申請により払戻し可。月額上限額＝通院18,000円（8月から翌年7月までの1年間の通院のみ）上限額144,000円、入院57,600円（12か月で3回以上月額上限額に該当した場合は4回目以降44,400円） ●助成対象者の主たる生計維持者の所得制限あり ●受給者証は、所得等を確認した後に送付 ●転入者は、所得証明書、課税証明書等も必要 ●上記以外の書類等が必要な場合あり ●65歳以上で助成を受ける場合は、国民健康保険課のみでの受付 ※今年8月に制度改正の予定	

夜間急病センターの場所・診療時間

市立旭川病院2階 ☎25・0297
（金星町1） 午後10時～午前7時30分



旭川市医師会

介護119番（高齢者虐待通報・相談窓口）…… ☎25・9119

心の健康に関する催し

- ①断酒会員によるお酒の悩み相談 **予約不要**
☎5 / 1(木)13:00～14:30
所総合庁舎4階（7の9）
対飲酒やアルコール依存等に関してお困りの方とその家族
 - ②旭川自死遺族わかちあいの会 **新規のみ予約制**
☎5 / 9(金)13:30～15:00
所市民文化会館（7の9） 対自死遺族の方
 - ③つむぎ会「ひきこもり親の会」 **予約制**
☎5 / 12(月)13:30～15:00
所総合庁舎4階（7の9）
対おおむね20～40歳代のひきこもり当事者の家族
 - ④精神科医師による心の健康に関する相談 **予約制**
☎5 / 28(水)
所総合庁舎4階（7の9）
対精神科・心療内科への通院歴がない方とその家族
- 他②～④事前に保健師の個別相談あり
申②～④保健予防課☎25・6364
詳①保健予防課☎25・6364

福祉・保険

5 / 1(木)から令和7年度特定健診が始まります

4 / 1現在で市国保に加入している方に、4月下旬に受診券（緑色）を発送します。4 / 1以降に国保に加入手続きした方で、受診を希望する方は、国民健康保険課にご連絡ください。 所市内約110か所の医療機関 料500円（前年度市民税非課税世帯は無料） 詳国民健康保険課☎25・9841

他の健康保険に加入・離脱をした場合、14日以内に国民健康保険（国保）の離脱・加入の届出を

国保への加入の届出が遅れると、事実の発生した日までさかのぼって国保に加入して保険料を納める他、届出をしていなかった期間の医療費は全額自己負担になります。

また、他の健康保険に加入後、国保の離脱の届出をせずに医療機関を受診すると、後日国保が負担した医療費を返還しなければなりません。

持ち物 ●国保を離脱＝他の健康保険に加入したことが分かる書類（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、資格取得証明書など）、マイナンバーが確認できる物、国民健康保険証または資格確認書（お持ちの場合のみ）

●国保に加入＝他の健康保険の資格喪失証明書、マイナンバーが確認できる物

※窓口に来た方の本人確認書類（運転免許証等）が必要。

届出先 総合庁舎1階（7の9）、各支所 詳国民健康保険課☎25・6247

[内容](#)
[日時](#)
[会場](#)
[対象](#)
[定員](#)
[料](#)
[料](#)
[金](#)
[講](#)
[師](#)
[他](#)
[其](#)
[他](#)
[申](#)
[申](#)
[込](#)
[詳](#)
[詳](#)
[細](#)
[HP](#)
[ホ](#)
[ー](#)
[ム](#)
[ペ](#)
[ー](#)
[ジ](#)
[料](#)
[申](#)
[が](#)
[な](#)
[い](#)
[場](#)
[合](#)
[は](#)
[料](#)
[金](#)
[・](#)
[申](#)
[込](#)
[不](#)
[要](#)
[（](#)
[入](#)
[館](#)
[料](#)
[が](#)
[必](#)
[要](#)
[な](#)
[場](#)
[合](#)
[有](#)
[り](#)
[）](#)
[。抽](#)
[選](#)
[の](#)
[記](#)
[載](#)
[が](#)
[な](#)
[け](#)
[ば](#)
[先](#)
[着](#)
[順](#)
[。申](#)
[に](#)
[開](#)
[始](#)
[日](#)
[の](#)
[記](#)
[載](#)
[が](#)
[な](#)
[い](#)
[も](#)
[の](#)
[は](#)
[、既](#)
[に](#)
[受](#)
[付](#)
[け](#)
[を](#)
[開](#)
[始](#)
[し](#)
[て](#)
[い](#)
[ま](#)
[す](#)

高齢者等の肺炎球菌感染症の定期予防接種

所市内実施医療機関（詳細は市HPに掲載）
対 ●65歳の方 ●60歳以上65歳未満で心臓・
 腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスに
 による免疫の機能に1級相当の障害がある方
 ※過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種した方は対象外。
料2,700円（生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料。証
 明できる物が必要） **持ち物** マイナンバーカード等、案
 内はがき **案内はがきの送付時期** 65歳の誕生日の翌月
 発送予定 **保健予防課☎25・6237**

高齢者等の帯状疱疹の定期予防接種

●市内実施医療機関（詳細は接種券や市HPに掲載）
対 ●令和7年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方、100歳以上の方
 （対象者には5月下旬頃に通知書を送付予定）
 ●60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に1級相当の障害がある方
 ※過去に接種が完了した方は、原則対象外。
料 ●生ワクチン4,860円 ●不活化（組換え）ワクチン1回18,060円（生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料。証明できる物が必要）
他 マイナンバーカード等、接種券を持参
詳 保健予防課 25・6237

B型・C型肝炎ウイルス検査

所市内実施医療機関 **対** 肝炎ウイルス検査受検を希望する
方（原則、過去に検査を受けた方は対象外）
他 受診券が必要（事前交付） **申** 保健予防課 **TEL** 25・9848

エキノコックス症検診

内血液検査 所市内指定医療機関 対小学3年生以上（原則、過去5年以内に検査を受けた方は対象外）
他受診券が必要（事前交付） 電保健予防課 25・9848

胃・肺・大腸がん巡回検診

実施日	受付時間	会場
5 / 7(水)	9 : 00～10 : 00	みずほ団地町内会館（永山6の16）
5 / 7(水)	8 : 00～10 : 00	柏会館（春光6の8）
5 / 8(木)		
5 / 8(木)	9 : 00～10 : 00	永山3区会館（永山3の15）
5 / 9(金)	9 : 00～10 : 00	三和会館（永山4の7）
5 / 9(金)	9 : 00～10 : 00	春光1・2区青少年会館（春光6の2）
5 / 12(月)	9 : 00～10 : 00	中央交友会館（春光2の9）
5 / 13(火)	9 : 00～10 : 00	春光中央青少年福祉会館（春光4の8）
5 / 14(水)	9 : 00～10 : 00	永山むつみ会館（永山10の11）
5 / 15(木)	9 : 00～10 : 00	秋月市民会館（秋月2の2）
5 / 16(金)	9 : 00～10 : 00	永山友愛会館（永山8の10）
5 / 20(火)	9 : 00～10 : 00	あずま会館（永山4の22）
5 / 20(火)	9 : 00～10 : 00	西近文会館（近文町25）
5 / 21(水)	9 : 00～10 : 00	市民生活館（緑町15）
5 / 27(火)	9 : 00～10 : 00	はるかぜ児童会館（錦町20）
5 / 28(水)	9 : 00～10 : 00	春光6区団地集会所（春光1の7）
5 / 29(木)	9 : 00～10 : 00	北星公民館（北門町8）

他申込み不要。持ち物や検診料等は問い合わせを。大腸がん検診は、当日会場で受付。後日、便を提出
※旭川がん検診センター（末広東2の6 TEL53・7111）
でも受診可。希望者は同センターに申込みを。
健康推進課 TEL25・6315

申請忘れはありませんか？



がん治療に伴う

ウィッグ・胸部補整具・エピテーゼの
購入費用の一部を助成しています

申請期限は該当する物品購入日の翌日から１年間です

申請方法

郵送・電子申請・持参のいずれか

助成金額

区分ごとに購入費の１／３
(上限額20,000円)

助成対象区分	ウィッグ	ウィッグ（装着用ネットを含む） 脱毛症状に対応するための帽子
	胸部補整具	補整パッド、補整下着等
	エピテーゼ	体の部位を補完する人工物

※必要書類、申請書、対象者や助成金額等の
詳細は市HP等でご確認ください。

【詳細】健康推進課☎25・6315



後期高齢者医療健診をぜひ受診してください

後期高齢者医療健診は年度内に1回無料で受診できます。
4/1現在で後期高齢者医療制度に加入されている方に、
4/25(金)に受診券と市内実施医療機関
一覧を発送します。

対後期高齢者医療保険制度加入者
※長期入院・介護施設入居者は対象外。
他受診券および保険証等持参
申各医療機関に事前に電話で申込み
詳国民健康保険課 ☎25・8536

HPVワクチン定期接種と キャッチアップ接種対象者への経過措置

	定期接種	キャッチアップ経過措置
対象者 接種時に旭川市に住民登録がある方	平成21年4/2～平成26年4/1生まれの女性（小学6年生～高校1年生相当の女性）	次の全ての条件に該当する方 ●平成9年4/2～平成21年4/1生まれの女性 ●令和4年4/1～令和7年3/31の期間にHPVワクチンを1回以上接種しているが、まだ接種が完了していない方
期 限	16歳となる日の属する年度の末日まで（高校1年生相当の年度末まで）	令和8年3/31(火)まで 

詳保健予防課☎25・6237

「旭川いのちの電話」相談員養成公開講座
(第一課程)の受講者を募集

日 6 / 8(日)・14(土)・21(土)・28(土)14:00から
所ときわ市民ホール(5の4) 定50人 料1講座600円
他電話相談員になるには、第二課程の受講が必要
申平日9:00~16:30に旭川いのちの電話(〒070-0041 上常盤町1 電25・2143、FAX24・8927)
※郵送やファックスの場合は、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記。

**介護保険料が今年度から特別徴収
(年金支給時に保険料を引き去り)になる方へ**

事前に開始通知書を送付します。ただし、8月から特別徴収になる方には送付しませんので、7月中旬に送付する介護保険料納入通知書で確認してください。

■年金受給額（見込み額）が年間18万円以上あり、令和6年4／2以降、次のいずれかに該当する方

- 年金を受給していて65歳の誕生日を迎えた
- 65歳以上で年金を受給し始めた
- 65歳以上で年金を受給しており他の市町村から転入してきた

開始時期 下の表のとおり

特別徴収の開始時期（目安）と対象者	
令和7年4月	令和6年4／2～10／1に対象条件を満たした方
令和7年6月	令和6年10／2～12／1に対象条件を満たした方
令和7年8月	令和6年12／2～同7年2／1に対象条件を満たした方
令和7年10月	令和7年2／2～4／1に対象条件を満たした方
令和8年4月	令和7年4／2～10／1に対象条件を満たした方

他転入者や新たに年金を受給し始めた方は、年金保険者から市へ通知される時期によって、特別徴収の開始時期が変わる場合があります。なお、既に特別徴収の方が、前年度の途中で保険料の段階変更等により普通徴収になっていた場合、再び特別徴収に戻るのは10月から

介護保険課 25・5356

家族介護用品（紙おむつ等）購入助成券を交付

④寝たきり・認知症等で紙おむつなどの介護用品を常時必要とする65歳以上の在宅高齢者を介護し、住民登録上その高齢者と同一世帯である同居家族
 助成額 月額4,500円
 ⑤介護保険の要介護度などの要件あり。昨年度交付を受けた方も、更新の手続きが必要 申長寿社会課④25・5273

健康

麻しん（はしか）・風しんの予防接種（無料）

所予接種実施医療機関

対●第1期＝生後12月から24月に至るまで（2歳の誕生日の前日まで）の幼児

●第2期＝5歳以上7歳未満で小学校入学前の1年間（今年度対象＝平成31年4／2～令和2年4／1生まれの幼児）

接種回数 各期1回 **調**保健予防課

